

topics

01

福祉ハイヤー初乗り料金の助成

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

福祉ハイヤー初乗り料金助成の申請を4月2日より随時受け付けます。対象となる方はあいくる窓口までお越しください。なお、現在お持ちのハイヤー利用券は4月以降利用できませんので、申請時に返還をお願いします。

ハイヤー利用券の枚数は4月中の申請で24枚、5月以降の年度途中で申請された場合は枚数を月割り(1ヵ月2枚)で交付します。

- 対象者 身体障害者手帳1～2級、または3級の内部障がいと療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。※医療機関に入院している方、施設に入所している方は除きます。
- 手続きに必要なもの
 - 印鑑(同居する家族に名字が異なる方がいる場合は、その印鑑も持参。)
 - 身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 利用できる市町 岩見沢地区ハイヤー協会(夕張圏含む)に加盟している会社(岩見沢市、夕張市、栗山町、由仁町、長沼町、南幌町)または札幌ハイヤー事業協同組合に加盟している会社(札幌市、江別市、北広島市、石狩市)
- 申請・お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG (☎378～5888)

topics

02

自立支援医療(育成医療・更生医療)について

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について医療費の自己負担の一部を助成する制度です。この制度では、自己負担は原則として1割となり、世帯の所得に応じて負担限度額が設定されています。制度を利用できる医療機関や対象となる障がい、疾患が決められていますので、詳しくはお問い合わせください。

育成医療	18歳未満で体に障がいや病気があり、治療を行わないと将来において体に障がいが残ると認められる児童
更生医療	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、手術等の治療により障がいの除去・軽減などの治療効果が確実に期待できる方

topics

03

「ごみの分け方・出し方のしおり」、
「ごみの分別手帖」の配付について

住民課
環境交通G

2018年版「ごみの分け方・出し方のしおり」、「ごみの分別手帖」を作成しました。

2つの冊子は、複数年使用するものとして作成し、3月号広報とあわせて各家庭に配布する他、役場・あいくる・夕張太ふれあい館にも配付用を配置しますのでご利用ください。



ごみ出しのルールを守って
いただきますようご協力
をお願いします！！

農業者の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があり、国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、下記の3つの要件を満たせば受けることができます。

①39歳までに加入 ②農業所得が900万円以下 ③認定農業者で青色申告者（下表）

■保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
2	認定就農者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
3	区分1または2の者で家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円（3割）	4,000円（2割）
5	35歳まで（25歳未満は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円（3割）	—

※国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円（国庫補助額を含む）で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。

■お問い合わせ 役場農業委員会（☎378～2121）または農協農業振興課（☎378～2274）

就職により新しい健康保険に加入される方や、進学のため南幌町から他市町村へ転出される方は、国民健康保険の手続きが必要です。

【就職先の健康保険に加入した場合】

●手続きに必要なもの

就職先の健康保険証、国民健康保険被保険者証、印鑑、個人番号通知カードまたは個人番号カード

※手続きを忘れてしまうと、会社の健康保険と国民健康保険に二重で加入することになり、保険料（税）も余計にかかってしまいます。

【進学のため転出した後も学生用の保険証が必要な場合】

●手続きに必要なもの

学生証・在学証明書・入学許可証など転出後も学生であることがわかるもの、国民健康保険被保険者証、印鑑、個人番号通知カードまたは個人番号カード

※国民健康保険は、住所がある市町村で加入することが原則です。手続きをせずに住所を他市町村に移すと、南幌町の国民健康保険の資格を失い、無保険状態になることもあります。

広告

広告

広告

広告

topics 06 ペットボトルのラベルは「はがして」出してください！ 住民課
環境交通G

昨年よりペットボトルのラベルは「はがして」出すようご協力をお願いしてきましたが、4月からはペットボトルのラベルを「はがしていない」ものが出された場合、**収集しません**のでご注意くださいとともに、改めてごみ出しのルールを守っていただきますようご理解とご協力をお願いします。



- ・ペットボトル→灰色袋
- ・キャップ→白色袋
- ・ラベル→白色袋

topics 07 マイナンバー（個人番号）カードの申請について 住民課
戸籍年金G

マイナンバー（個人番号）カードは運転免許証やパスポートと同様に、顔写真入りの身分証明証として、広く利用することができます。また、マイナポータルのログインを始めインターネットでの確定申告など、行政手続きのオンライン申請等に利用することができ、さらに民間事業者のオンライン取引等での利用が今後拡大される予定となっています。

■申請方法

- ①マイナンバー（個人番号）通知カードに添付された申請書に署名、押印し顔写真を貼り付け送付用封筒に入れて郵送します。
 - ②パソコンまたはスマートフォンで交付申請書のQRコード等から申請用WEBサイトに接続し必要事項を入力の上、顔写真データを添付し送信します。
- ※転入・転居による住所や氏名を変更された方は、通知カードに添付された交付申請書を使用できませんので、役場住民課窓口顔写真を持参し申請していただくことになります。

■有効期間 20歳以上は10年。20歳未満は5年。

■交付手数料 無料 ※紛失等による再発行の場合は1,000円（カード代800円+電子証明書200円）

■お問い合わせ 住民課戸籍年金Gまたはマイナンバーカード総合サイト (<http://www.kojinbango-card.go.jp/mynumber/index.html>)

topics 08 国民年金の保険料が減額改定されます 住民課
戸籍年金G

平成30年4月から国民年金保険料が改定されます。平成29年度の1ヵ月16,490円から150円減額され、1ヵ月16,340円に変わります。また、前納制度や口座振替による割引がありますのでご利用ください。

	現金納付 及び翌月 末の口座 振替	当月末の 口座振替	6ヵ月前納		1年前納		2年前納	
			現金納付	口座振替	現金納付	口座振替	現金納付	口座振替
			クレジット カード	口座振替	クレジット カード	口座振替	クレジット カード	口座振替
1ヵ月分	16,340円	16,290円 (50円)						
6ヵ月分	98,040円	97,740円 (300円)	97,240円 (800円)	96,930円 (1,110円)				
1年分	196,080円	195,480円 (600円)	194,480円 (1,600円)	193,860円 (2,220円)	192,600円 (3,480円)	191,970円 (4,110円)		
2年分	393,000円						378,580円 (14,420円)	377,350円 (15,650円)

※（ ）は割引金額です。 ※一部免除されている方の口座振替は翌月末振替のみのご利用となります。

※1年前納及び2年前納の申込み期限は毎年2月末となっています。

■お問い合わせ 岩見沢年金事務所国民年金課 (☎0126~22~5804)

topics

09

こんなことから火災発生！？ 照明器具の適応規格の確認を！

南空知消防組合南幌支署
☎378～2619

皆さんは、照明器具の電球を購入したり交換するとき、ワット（W）数を確認していますか？

電球は適応ワット数以外でも点灯するため、間違ったワット数の電球を、間違ったまま使用し続け、火災が発生してしまった事例が多数報告されています。

特に多いのが白熱電球での火災で、取り付けた照明器具の適応規格よりワット数の大きな電球を使うと、照明器具が過熱し変形や故障を起こし、火災の原因になります。

電球を購入・交換する際は、「これでいいかな」「これ安いな」だけではなく、必ず照明器具の適応ワット数と電球のワット数を確認してください。

また、LED電球は白熱電球に比べ発熱量が少なく、電気使用量も抑えられるため、安全で経済的ですが、適応規格を無視すると火災の原因になりますので、白熱電球同様に必ず適応規格の確認をしましょう。



topics

10

忘れていませんか？「高等学校等通学費補助申請」

ぼろろ生涯学習課
学校教育G

子どもの教育に係る経済的負担を軽減するため、高等学校等に通学する生徒の保護者の方に、通学費の一部を補助しています。まだ申請をしていない方は忘れずに申請してください。

- 対象者 南幌町に住所を有し、高等学校等に通学する生徒の保護者
- 補助額 通学先の学校により一定の額を補助（月額1万円、年間10ヵ月分上限）
- 申請方法 申請書に納税確認同意書と学生証の写しを添付して生涯学習課へ提出してください。申請書は生涯学習課（ぼろろ内）にあります。
- お問い合わせ 生涯学習課学校教育G（☎378～6620）

topics

11

「人工透析患者等通院交通費助成事業」の申請手続きについて

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

- 受付期間 3月5日(月)～15日(木)
- 助成対象者
 - 腎臓機能障がいにより人工透析療法を受けていて、身体障害者手帳の交付を受けている方。
 - 北海道特定疾患治療研究事業実施要綱による医療受給者証の交付を受けている方。
- 助成額

ふるさと物産館ビューローから北海道内の医療機関（町内の医療機関を除く。）の所在する市町村までの往復に要する通院交通費の一部を助成します。ただし、助成額は市町村民税の課税状況に応じた額で、年間上限額は3万円となります。

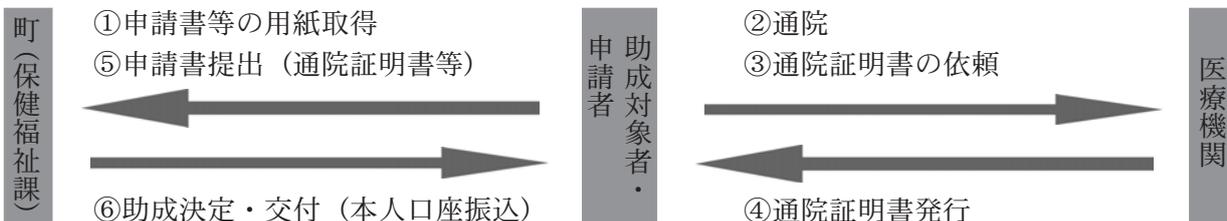
※平成29年3月～平成30年2月分までの通院実績に基づき、申請していただくこととなります。
- 手続きに必要なもの

特定疾患医療受給者証・通院証明書・印鑑・預金通帳（本人名義）・健康保険証（受給者が属する世帯全員のもの）・定期乗車券をお使いの方は定期乗車券の写し

※市町村民税非課税世帯の場合には、受給者の収入が分かる書類の提出が必要となります。

（例：源泉徴収票、年金証書等の写し）

◇通院から助成金交付までの手順◇



- 申請・お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG（☎378～5888）